

○匝瑳市地域おこし協力隊設置要綱

令和4年7月15日

告示第73号

(設置)

第1条 市は、人口減少及び高齢化が進む本市において、市外の人材を積極的に誘致し、地域の資源及び特性を活用した活動を通じて、地域の活性化及び地域力の維持強化を促進するとともに、地域への人材の定住及び定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、匝瑳市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、地域の活性化及び地域力の維持強化を促進するため、次に掲げる地域協力活動（以下「活動」という。）を行う。

- (1) 地域の課題の解決に向けた活動
- (2) 移住、定住及び地域間交流の促進に関する活動
- (3) 地域の情報収集及び発信に関する活動
- (4) 産業振興に関する活動
- (5) 地域資源の発掘及び活用に関する活動
- (6) 市民の生活及び地域コミュニティに関する支援活動（地域行事を含む）
- (7) 本市への移住・定住の促進及び起業・就業を目指すための活動
- (8) 脱炭素地域づくりの推進に関する活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化に資するもので、市長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 次のいずれかの要件に該当する者
 - ア 隊員の委嘱を受ける前において、別表左欄に掲げる転出地に住所を有し、かつ、当該住所に生活の拠点を置いている者で、隊員の委嘱を受けた後に

において、直ちに別表左欄に掲げる転出地の区分に応じ、同表右欄に定める転入地に住民票を異動し、かつ、当該住民票に記載された住所に生活の拠点を置くことができる者

イ 他の市町村において、隊員であった者（同一地域において2年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の者に限る。）

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の終了者（2年以上JETプログラム参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の者に限る。）

(3) 委嘱される前の1年間に匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）に住所を定めておらず、委嘱された後、直ちに市内に住所を定める意思のある者

(4) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と情熱を有し、市民と協力して誠実かつ積極的に活動できる者

(5) 普通自動車免許を有している者又は委嘱までに取得する見込みのある者

2 隊員は、市長の委嘱を受け、第2条に規定する活動に従事する。この場合において、本市との雇用関係は生じないものとする。

（委嘱期間）

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、隊員の再委嘱を妨げない。この場合において、当該隊員の委嘱期間の合計は、3年を超えないものとする。

（隊員の活動時間及び活動日数）

第5条 隊員の活動時間は、1日当たり7時間45分とし、月20日以上活動を原則とする。

（隊員の責務）

第6条 隊員は、委嘱された後、直ちに市内に住所を定めるものとする。

（隊員の遵守事項）

第7条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居住地及び活動を行う地域における市民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。

(2) 活動の時間外であっても、地域への定住及び定着を図るため、積極的に情報収集に努めること。

(3) 事故等の防止に努め、健康で安全な生活を送ること。

(4) 心身の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に申し出ること。

(活動の報告)

第8条 隊員は、その活動内容等について、地域おこし協力隊活動報告書（別記様式）を作成し、活動を行った日の属する月の翌月5日（活動を行った日の属する月が3月の場合は、同月31日）までに、市長に提出しなければならない。

(隊員の報償等)

第9条 隊員の報償費は、月額291,000円とする。ただし、活動日数が特別な事由がなく月20日に満たないときは、1日当たり14,550円の日割り計算により支給するものとする。

2 報償費は、活動を行った月の翌月21日に支給する。ただし、その日が匠瑳市の休日を定める条例（平成18年匠瑳市条例第2号）第1条第1項に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

3 隊員は、その活動に支障がない範囲において、別に就業等を行うことができるものとする。

(市の支援等)

第10条 市長は、隊員に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 隊員の年間活動計画の作成支援

(2) 隊員の活動に関する総合調整

(3) 隊員の活動の取組状況及び成果等の情報発信

(4) 隊員の活動に必要な用具等の確保についての支援

(5) 隊員が地域に定着するための生活支援

(6) 前各号に掲げるもののほか、協力隊の事業を推進するために必要な支援

2 市長は、前項の支援について、必要な経費を予算の範囲内で支出することができるものとする。

(委嘱の取消し)

第11条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくは隊員の責務に違反し、又は正当な理由なく活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行が困難になったとき。
- (3) 隊員から辞退の申し出があったとき。
- (4) 活動に必要な適格性を欠くと判断されたとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (6) この告示による市長の指示に違反したとき。
- (7) 市長の許可を得ずに住所を市外に変更したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

(秘密の保持)

第12条 隊員は、活動により知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(脱炭素地域づくりの推進に関する活動の特例)

第13条 市長は、第2条第8号の脱炭素地域づくりの推進に関する活動に限り、当該活動を効果的に推進するため、当該活動を隊員と協働して行う市長が別に定める法人に、第10条第1項の支援の一部を委託することができる。

2 前項の委託に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第14条 協力隊に関する庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日告示第12号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年2月16日告示第8号)

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の予算に係る隊員の報償費から適用する。

附 則 (令和6年7月22日告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年3月18日告示第24号）

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の予算に係る隊員の報償費から適用する。

別表（第3条関係）

| 転出地 | 転入地 |
|-----------------------------------|------------------------|
| 三大都市圏内の都市地域 | 本市の全地域 |
| 指定都市（条件不利区域を除く。） | |
| 三大都市圏内の一部条件不利地域のうち 条件不利区域以外の区域 | |
| 三大都市圏外の都市地域 | 本市の条件不利区域 （旧野栄町の区域） |
| 三大都市圏外の一部条件不利地域のうち 条件不利区域以外の区域 | |
| 三大都市圏外の一部条件不利地域のうち 条件不利区域以外の区域 | |

備考

- 1 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。ただし、平成17年から平成27年までの人口減少率が11パーセント以上の市町村を除く。
- 2 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 3 指定都市とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定により、政令で指定される人口50万人以上の市をいう。
- 4 条件不利地域とは、次に掲げる区域を有する市町村をいう。
 - (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定による過疎地域、同法施行令附則第3条第1項の規定による特定市町村及び特別特定市町村、同法施行令附則第4条第1項の規定により特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域
 - (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村
 - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域

- (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- 5 全部条件不利地域とは、条件不利地域のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎除く）、上記(5)から(7)の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村をいう。
- 6 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、全部条件不利地域以外の市町村をいう。
- 7 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域をいう。

別記様式（第8条関係）

地域おこし協力隊活動報告書

匝瑳市長 あて

隊員名

（ 年 月分）

| |
|-----------------------------------|
| 1 実施した活動の概要・状況（地域活動・地域市民との交流等） |
| 2 翌月の活動予定の計画・概要 |
| 3 その他、全体を通しての所感、生活・活動・要望等について自由記載 |

(注) 翌月5日までに提出してください（3月の場合は同月31日まで）。

別記様式（第8条関係）